【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（規則の認可）

**第六十七条の十二**　認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　第六十七条第三項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項

イ　店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売買の受託の制限に関する事項

ロ　当該店頭売買有価証券市場において売買が行われる特定投資家向け有価証券（以下この号において「店頭売買特定投資家向け有価証券」という。）の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他店頭売買特定投資家向け有価証券に係る情報の提供又は公表に関し必要な事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（規則の認可）

**第六十七条の十二**　認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　第六十七条第三項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項

イ　店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売買の受託の制限に関する事項

ロ　当該店頭売買有価証券市場において売買が行われる特定投資家向け有価証券（以下この号において「店頭売買特定投資家向け有価証券」という。）の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他店頭売買特定投資家向け有価証券に係る情報の提供又は公表に関し必要な事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

（改正前）

（規則の認可）

**第六十七条の十二**　認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

（五　新設）

五　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（規則の認可）

第六十七条の十二　認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

（改正前）

（新設）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

（五　削除）

五　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

（改正前）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

（②　削除）

（改正前）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を金融再生委員会に通知するものとする。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を金融再生委員会に通知するものとする。

（改正前）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十六条　協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（改正前）

第七十六条　協会は、前条第一項の登録に関する事務を行おうとするときは、その規則において当該登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

②　大蔵大臣は、前項の認可があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（改正前）

（②　新設）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十六条　協会は、前条第一項の登録に関する事務を行おうとするときは、その規則において当該登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一　登録及びその取消しの基準及び方法

二　売買価格の報告及び発表に関する事項

三　売買その他の取引の契約の締結の方法

四　受渡しその他の決済方法

五　売買その他の取引の勧誘に関する事項

六　前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

（改正前）

（新設）